

築上町告示第58号

平成22年第2回築上町議会定例会を次のとおり招集する

平成22年5月26日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 平成22年6月7日
- 2 場 所 築上町役場議事堂

開会日に応招した議員

田原 宗憲君	丸山 年弘君
首藤萬壽美君	塩田 文男君
工藤 久司君	塩田 昌生君
成吉 暲奎君	吉元 成一君
西畑イツミ君	西口 周治君
有永 義正君	田村 兼光君
田原 親君	信田 博見君
宮下 久雄君	岡田 信英君
武道 修司君	平野 力範君
中島 英夫君	繁永 隆治君

6月9日に応招した議員

6月10日に応招した議員

6月11日に応招した議員

6月18日に応招した議員

応招しなかった議員



平成22年 第2回 築上町議会定例会会議録（第1日）

平成22年6月7日（月曜日）

議事日程（第1号）

平成22年6月7日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- 町長の報告
- ・報告第1号 平成21年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
  - ・報告第2号 平成21年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第4 議案第46号 専決処分について（平成21年度築上町一般会計補正予算（第10号）について）
- 日程第5 議案第47号 専決処分について（平成21年度築上町一般会計補正予算（第11号）について）
- 日程第6 議案第48号 専決処分について（平成21年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について）
- 日程第7 議案第49号 専決処分について（平成22年度築上町一般会計補正予算（第1号）について）
- 日程第8 議案第50号 専決処分について（平成22年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第9 議案第51号 専決処分について（築上町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第10 議案第52号 専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第11 議案第53号 平成22年度築上町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第12 議案第54号 平成22年度築上町一般会計補正予算（第2号）について

- 日程第13 議案第55号 平成22年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第14 議案第56号 平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第15 議案第57号 平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第16 議案第58号 平成22年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第17 議案第59号 築上町公共下水道事業特別会計条例の制定について
- 日程第18 議案第60号 築上町職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第61号 築上町職員倫理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第62号 築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第63号 築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第64号 福岡県立築上西高等学校築上町立上城井分校授業料等徴収条例を廃止する条例の制定について
- 日程第23 議案第65号 町道路線の変更について
- 日程第24 議案第66号 築上町副町長の選任について

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- 町長の報告
- ・報告第1号 平成21年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
  - ・報告第2号 平成21年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第4 議案第46号 専決処分について(平成21年度築上町一般会計補正予算(第10号))

- について)
- 日程第5 議案第47号 専決処分について(平成21年度築上町一般会計補正予算(第11号)について)
- 日程第6 議案第48号 専決処分について(平成21年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について)
- 日程第7 議案第49号 専決処分について(平成22年度築上町一般会計補正予算(第1号)について)
- 日程第8 議案第50号 専決処分について(平成22年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について)
- 日程第9 議案第51号 専決処分について(築上町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第10 議案第52号 専決処分について(築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第11 議案第53号 平成22年度築上町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第12 議案第54号 平成22年度築上町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第13 議案第55号 平成22年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第14 議案第56号 平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第15 議案第57号 平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第16 議案第58号 平成22年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第17 議案第59号 築上町公共下水道事業特別会計条例の制定について
- 日程第18 議案第60号 築上町職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第61号 築上町職員倫理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第62号 築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第63号 築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第64号 福岡県立築上西高等学校築上町立上城井分校授業料等徴収条例を廃止する条例の制定について

日程第23 議案第65号 町道路線の変更について

日程第24 議案第66号 築上町副町長の選任について

出席議員（19名）

1番 田原 宗憲君	2番 丸山 年弘君
3番 首藤萬壽美君	4番 塩田 文男君
5番 工藤 久司君	6番 塩田 昌生君
7番 成吉 暲奎君	8番 吉元 成一君
9番 西畑イツミ君	10番 西口 周治君
11番 有永 義正君	12番 田村 兼光君
13番 田原 親君	14番 信田 博見君
15番 宮下 久雄君	17番 武道 修司君
18番 平野 力範君	19番 中島 英夫君
20番 繁永 隆治君	

欠席議員（1名）

16番 岡田 信英君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君 書記 則松 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	新川 久三君	副町長 .....	八野 紘海君
会計管理者兼会計課長 .....	畦津 篤子君	総務課長 .....	吉留 正敏君
教育長 .....	神 宗紀君	財政課長 .....	則行 一松君
企画振興課長 .....	渡邊 義治君	人権課長 .....	松田 洋一君
住民課長 .....	福田みどり君	税務課長 .....	田村 一美君
福祉課長 .....	中野 誠一君	建設課長 .....	田中 博志君
産業課長兼農業委員会事務局長 .....			久保 和明君
上水道課長 .....	中嶋 澄廣君	下水道課長 .....	久保 澄雄君

総合管理課長	.....	吉田 一三君	商工課長	.....	石川 武巳君
環境課長	.....	永野 隆信君	学校教育課長	.....	田中 哲君
生涯学習課長	.....	田原 泰之君	清掃センター長	.....	田村 修乃君

午前10時00分開会

議長（成吉 暲奎君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は19名です。定足数に達しておりますので、平成22年第2回築上町議会定例会を開会いたします。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。町長、新川久三君。町長。

町長（新川 久三君） 議員の皆さん、おはようございます。6月議会招集いたしましたところ、岡田議員が欠席ということで、あと全員出席をして大変ありがとうございます。田植えも大分進んでまいりまして、最近早くなったような感じもしますけれど、天気の方はきょうから少し雨かなということで、安心しておるところです。

最近の情勢です。まず、やっぱり皆さんに御報告をいたすことが、まずやはり米軍の再編ということで、普天間の移転という形でございます。鳩山総理大臣辞任いたしましたけれども、彼のとくにいろいろと築城が憶測されて、築城に移転とかいろんな話で、私も夜も寝られないような時もございました。しかし、もとのさやにおさまったといえますか、普天間が辺野古のほうに大体移設をします。そして、後の訓練をそれぞれのいわゆる島外といえますか、沖縄以外のところにもっていくというふうな形で落ち着いたようでございます。

そして、5月28日に、これは岡田外務大臣と、それから北澤防衛大臣、それからアメリカ側はクリントン国務長官、ゲイツ国防長官と四者会談によります形でそれが落ち着いたようございまして、これが現在の行き着いたところでございます。

特に、この中でうちの築城基地に関係あることは、嘉手納の騒音軽減というふうなことで、両政府がさらに嘉手納の騒音軽減をするために、一応さらなる決意を確認したといういわゆる報告文がこちらに届いておるところでございます。この中で、今まで1年間に56日と訓練受け入れ、嘉手納の分はこのように協定をしておりました。しかし、訓練自体は最初の初年度に1週間が2回来たと。それから、1年間全く来なくて、この前1週間が1回というようなことで、さほど訓練には多くのいわゆる嘉手納の移動訓練はなされてなかった。しかし、今回から少しふえるかなということも予想しなければいけないと。そこで、やはり万全を期して不祥事がないようにということで、これは防衛当局の方に申し入れをしていく所存でございます。

そういう形の中で、あと普天間の訓練がどうなるかというのは、これは到底普天間の分については、今まで嘉手納の分を受け入れておるので、これは築城基地関係の市町村、一応確認をいたしております。普天間については、云々は一切我々は拒否するというようなことで、このような

形で意志統一をしておるところでございます。

それから、次に梅雨シーズンになりまして、早くから急がれておりましたけれども、ハザードマップようやく完成いたしましたして、皆様方にもすぐお配りをしたいということでございますけど、委員会までに何とかお配りをして、委員会で少し説明をそれぞれの委員会後に説明をさせていただこうと、このように考えておる次第でございます。

それから、懸案のいわゆるマスタープラン、これもようやく出来上がりまして、これはもう皆さんのお手元に配付をさせていただいておりますけど、マスタープランという形で完成をいたしましたして、あと都市計画区域の見直し等々の作業を今からやっていくというふうなことも考えて、先般委員さんをお願いいたしまして、議員さんも委員に出てくださいとるところでございます。よろしくお願い申し上げます。

それから、もう一点だけ、蔵内邸で新聞がとやかに言っておりますが、今回予算にこれはもう予算の審議でまた説明いたしたいと思っておりますけれども、いわゆる名所指定を受けるために、予算調査費を計上させていただいております。

基本的には、いわゆるこの文化財というとらえ方の中で、何とかこれを保存すべきと、民間が保存してもらってもいいんですけれども、なかなかそうはいかないだろうということで、国、県が買収して保存してくれりゃ一番ありがたいんですけど、なかなかそうはいかないという現実もございまして、町のほうも今、取得についての検討をいたしておるところでございますし、その前にやはり基本的には、はっきりした場合には名所指定をしなきゃいかんというようなことで、予算措置だけ指定の調査費を計上させていただいております。

それから、あともう一点は、お相撲のことでございますけれども、この前御報告しましたけれども、松谷関い成績で十両1場所経過しました。9勝6敗ということで、本来なら優勝争いの一角をしておったんですけれども、最後の3日間で少しちょっと3敗して6敗になったという状況でございますけれど、今後の躍進を皆さんとともに期待したいと思います。

本議会は、いわゆる繰り越しの報告が2件、それから、専決処分を7件しておりますので、7件の報告と承認を求め、そしてあと予算案が7件ございます。そしてまた、条例の改正、新規等々で7件と、それから道路台帳が一応道路の認定が1件、そして最後に、人事案件といたしまして副町長、八野紘海氏を再任する人事案件をお願いいたしておるところでございます。

御承認のほどをいただきながら、何とか町政の安定を求めていきたいと、このように考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。町政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） これで行政報告は終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

議長（成吉 暲奎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、17番、武道修司議員、18番、平野力範議員を指名いたします。

#### 日程第2．会期の決定

議長（成吉 暲奎君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。宮下委員長。

議会運営委員長（宮下 久雄君） 議会運営委員会の報告をいたします。

6月2日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の日程のとおり決定をいたしました。

6月7日の本日は本会議で、議案の上程、なお専決処分については、本日即決することとして協議をいたしました。

6月8日は、議案考案日といたします。

6月9日、水曜日は本会議で、議案に対する質疑、委員会付託を行います。

6月10日は本会議で、一般質問といたします。

6月11日は、一般質問の予備日とします。なお、一般質問の予備日を使用しない場合は、休会といたします。

6月12日、13日は休会といたします。

6月14日、月曜日は、休会で厚生文教常任委員会とします。

6月15日は、休会で産業建設常任委員会とします。

6月16日は、休会で総務常任委員会とします。なお、委員会審議については、所管の議案審議、所管の事務質疑、所管外の議案質疑とし、一般行政事務関連については、一般質問でお願いします。

6月17日は休会で、委員会予備日とします。

6月18日、金曜日は本会議で、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。なお、一般質問の受付締め切りは本日午後3時までといたします。

以上、会期は本日から6月18日までの12日間とすることが適当だと決定をいたしましたので、御報告いたします。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり本日7日から6月18日までの12日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月18日までの12日間に決定しました。

### 日程第3．諸般の報告

議長（成吉 暲奎君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

今議会に提案された議案は、第46号外20件であります。また、例月出納検査報告が提出されておりますので、あわせて御報告いたします。

次に、町長からの報告があります。報告第1号平成21年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第2号平成21年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての2件を一括して報告していただきます。

職員の朗読の後、町長の説明を求めます。議事に入ります。報告を求めます。則行財政課長。財政課長（則行 一松君） 報告第1号平成21年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、平成21年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

報告第2号平成21年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、平成21年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。平成22年6月7日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川久三町長。

町長（新川 久三君） 報告1号は、3月に繰越明許費の計上をさせていただきまして、限度額は4億247万6,000円でございます。そして、実際の繰越額が3億9,654万7,000円と確定をいたしたところでございます。主な内容は、鳩山総理大臣の地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業等、それから麻生総理大臣の分が地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業ということで、大分予算をいただいて国のほうに承認をとって繰り越しをした金額でございます。

以上、報告します。

報告2号は、これは下水道の関係で築城の下水道でございますけれども、6月議会で議案でいわゆる限度額300万ということでお願いをしておりました。実際の繰越額も同額の300万ということで、これは予算調整上300万繰り越したということでございます。

以上、報告を終わります。

日程第4．議案第46号

日程第5．議案第47号

日程第6．議案第48号

日程第7．議案第49号

日程第8．議案第50号

日程第9．議案第51号

日程第10．議案第52号

議長（成吉 暲奎君） それでは、議事に入ります。

お諮りします。日程第4、議案第46号の専決処分（平成21年度築上町一般会計補正予算（第10号）について）から、日程第10、議案第52号の専決処分（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）までを、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号から議案第52号までを委員会付託を省略し、本日即決することに決定いたしました。

日程第4、議案第46号専決処分について（平成21年度築上町一般会計補正予算（第10号）について）を議題といたします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。則行財政課長。

財政課長（則行 一松君） 議案第46号専決処分について（平成21年度築上町一般会計補正予算（第10号）について）、平成22年3月26日付で専決処分したので、報告し承認を求め。平成22年6月7日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川久三町長。

町長（新川 久三君） 議案第46号は、平成21年度築上町一般会計補正予算（第10号）を専決処分にさせていただきました。

3月議会後に国の内示等が来まして、地域活性化・きめ細かな臨時交付金ということで2次内示でございました。その中で、1,630万1,000円を増額いたしました。そして、繰越明許費も同時にこの中で専決をさせていただいて、先ほど報告した額の中に含まれておるところでございます。よろしく御審議をしていただき、御承認をお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありますか。（発言する者あり）（「即決」と呼ぶ者あり）本日即決ですね。よろしいですか。済いません、ちょっと途中でもっ

て言われますと、よろしいでしょうか。はい。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第46号について採決を行います。議案第46号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5、議案第47号専決処分について（平成21年度築上町一般会計補正予算（第11号）について）議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。則行財政課長。

財政課長（則行 一松君） 議案第47号専決処分について（平成21年度築上町一般会計補正予算（第11号）について）、平成22年3月29日付で専決処分したので、報告し承認を求め。平成22年6月7日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第47号は、これも一般会計補正予算の専決第11号でございます。

本案は、新型インフルエンザ終息宣言がまだなされておられません。そのために、21年度の予算ということで、22年に引き続いて使用するというようなことで、繰越明許費と一緒に専決をいたしましたところでございます。よろしく御審議をいただき、御承認をいただきますようお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第47号について採決を行います。議案第47号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6、議案第48号専決処分について（平成21年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。則行財政課長。

財政課長（則行 一松君） 議案第48号専決処分について（平成21年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について）、平成22年3月26日付で専決処分したので、報告し承認を求め。平成22年6月7日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第48号は、築上町の特定環境保全公共下水道事業の特別会計の補正を専決をさせていただいたところでございます。

先ほども報告しましたが、300万の繰り越しと工事の関係の一部附帯工事が天候等の関係で繰り越さざるを得なくなったという理由でございます。

よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第48号について採決を行います。議案第48号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7、議案第49号専決処分について（平成22年度築上町一般会計補正予算（第1号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。則行財政課長。

財政課長（則行 一松君） 議案第49号専決処分について（平成22年度築上町一般会計補正予算（第1号）について）、平成22年4月28日付で専決処分したので、報告し承認を求め。平成22年6月7日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川久三町長。

町長（新川 久三君） 議案第49号は、平成22年度築上町一般会計補正予算（第1号）の専決でございます。

これは、3月のちょうど議会会期中に事がちょっと一丁やろうじゃないかという案件が出てまいりまして、補正をすることができなくて専決処分させていただくということで、事前に文教委員会等々に御相談をしながら、専決させてほしいということで相談をいたして行った専決でございます。

中身は、椎田小学校のいわゆる姉妹校への訪問経費112万7,000円と、それから広域農道の開通費、これは豊前市との協議でまとまりまして、70万ほど一応支出をしようということで、専決処分をさせていただいたところでございます。よろしく御承知申し上げます、御承認のほどを。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第49号について採決を行います。議案第49号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8、議案第50号専決処分について（平成22年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。則行財政課長。

財政課長（則行 一松君） 議案第50号専決処分について（平成22年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）、平成22年5月27日付で専決処分したので、報告し承認を求めます。平成22年6月7日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第50号は、平成22年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算でございます。

この予算案は、既に皆様御承知のとおり、例年この予算においては繰上充用をいたしておると

ころでございます。本年度の21年度の赤字額が大体3億5,380万1,000円ということになります。そういう形の中で、一応この分を繰上充用せざるを得なくなったというようなことで専決処分をいたしました。よろしく御承認をくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第50号について採決を行います。議案第50号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9、議案第51号専決処分について（築上町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第51号専決処分について（築上町税条例の一部を改正する条例の制定について）、平成22年3月31日付で専決処分したので、報告し承認を求め。平成22年6月7日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第51号は、築上町税条例の一部を改正する条例を専決処分させていただきました。

これは、平成22年度の税制改正において、地方税法の一部が改正される法律が4月1日付で公布されました。そのために、町条例の一部を改正する必要性が生じたわけでございます。主なものは、22年度から個人住民税における扶養親族申告書の増設及びたばこ税の税率の変更でございます。よろしく御承認をいただきますようお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第51号について採決を行います。議案第51号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10、議案第52号専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第52号専決処分について（築上町国民健康税条例の一部を改正する条例の制定について）、平成22年3月31日付で専決処分したので、報告し承認を求め。平成22年6月7日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第52号は、築上町国民健康税条例の一部を改正する条例を専決させていただきました。

本条例も、地方税法の一部が改正されました。それに伴う条例改正でございます。国の準則どおりでございますけれど、主な改正事項としては、基礎課税額の変更及び特例対象被保険者等にかかわる国民健康保険税の課税の特例の新設でございます。よろしく御承認をいただきますようお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） それでは、これより質疑を行います。質疑はありますか。西畑議員。

議員（9番 西畑イツミ君） 専決ということで、ちょっと質問いたします。

限度額が47万円から50万円に上がるようになっておりますが、築上町では50万円になった場合何人ふえるのか、昨年ベースでわかれば教えていただきたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。税務課長。

税務課長（田村 一美君） 税務課、田村です。昨年の47万の限度額が54件です。それで、これで所得割等を257万以上ふえると、50万に達するやつです。それで、まだ本年度は所得が決定されていませんから、22年度のやつはまだはっきりわかってません。

議員（9番 西畑イツミ君） はい、ありがとうございます。

議長（成吉 暲奎君） よろしいですか。ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） それじゃ、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第 5 2 号について採決を行います。議案第 5 2 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第 5 2 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 1 1 . 議案第 5 3 号

日程第 1 2 . 議案第 5 4 号

日程第 1 3 . 議案第 5 5 号

日程第 1 4 . 議案第 5 6 号

日程第 1 5 . 議案第 5 7 号

日程第 1 6 . 議案第 5 8 号

議長（成吉 暲奎君） お諮りします。日程第 1 1、議案第 5 3 号平成 2 2 年度築上町公共下水道事業特別会計予算についてから、日程第 1 6、議案第 5 8 号の平成 2 2 年度築上町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてまでを、会議規則第 3 7 条の規定により一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第 5 3 号から議案第 5 8 号までを一括議題とすることに決定しました。

日程第 1 1、議案第 5 3 号の平成 2 2 年度築上町公共下水道事業特別会計予算についてから、日程第 1 6、議案第 5 8 号の平成 2 2 年度築上町水道事業会計補正予算（第 1 号）までについてを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行財政課長。

財政課長（則行 一松君） 議案第 5 3 号平成 2 2 年度築上町公共下水道事業特別会計予算について、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 2 年度築上町公共下水道事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第 5 4 号平成 2 2 年度築上町一般会計補正予算（第 2 号）について、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 2 年度築上町一般会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する。

議案第 5 5 号平成 2 2 年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、地方自

治法第218条第1項の規定により、平成22年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

議案第56号平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

議案第57号平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

議案第58号平成22年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成22年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。平成22年6月7日、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第53号は、平成22年度の築上町公共下水道事業特別会計予算についてでございます。

本予算案は、新たに椎田地区の下水道事業が認可をされました。それに伴う予算でございます。また、後にも特別会計設置条例も一応上程させていただいておりますが、まずは予算ということで、この予算の歳入歳出の総額については、それぞれ5億3,270万と定めておるところでございます。また、一時借入金2億2,000万を一応定めておるものでございます。

歳入の主なものは、国庫の補助金2億4,212万円、県費補助金250万円、一般会計から6,267万9,000円を繰り出します。そして、町債が2億2,540万円ということで、歳出は管路の増設費ということでございます。

次に、議案第54号平成22年度築上町一般会計補正予算（第2号）でございます。

本予算は、既定の歳入歳出予算の総額82億8,094万7,000円に6億6,990万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を89億5,085万5,000円と定めるものでございます。

当初予算につきましては、事業費を除いた形での骨格予算を提案させていただいておりましたが、今回は主にいわゆる事業費ということで、米軍再編交付金事業、それから特定防衛周辺整備調整交付金事業、それから特別会計への繰出金等々、それから各種団体への補助金が2分の1でございましたけど、後期分の2分の1もこの中に入れさせていただいております。

そして、減額するのは職員の人件費8,725万円を減額するようにいたしておるところで、これが1月1日現在の見込額を上げておりましたけれども、こんなの要らないというようなことで、落とさせていただいております。

次に、議案第55号平成22年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

本会計の予算は、歳入歳出予算の総額が28億9,489万1,000円に51万9,000円を増額し、28億9,541万円と定めるものでございます。これは、人事異動に伴う人件費というのが主なものでございます。

次に、議案第56号平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございますけれども、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,567万1,000円を追加いたしまして、予算の総額を2億9,956万6,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、受益者からの分担金、それから国庫補助金がこれ6,499万ほど増額しております。県費149万9,000円、一般会計からの繰入金1,147万1,000円と、町債が9,499万9,000円を予定しておるところでございます。

歳出は、主に管路の拡張工事費でございます。

次に、議案第57号築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

本予算も、歳入歳出にそれぞれ1億7,414万5,000円を追加いたしまして、総額を3億3,704万6,000円に定めるものでございます。これも県の補助金等々、これは県が6,374万9,000円、それから一般会計からの繰出金3,159万9,000円、町債6,929万9,000円、これも葛城地区のいわゆる管路の敷設工事費でございます。

次に、議案第58号、これは平成22年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）でございますけれども、これは既定の収益的支出を39万2,000円増額いたしまして、総額を2億4,314万7,000円に定めるものでございます。補正要因は人事異動に伴う増額でございます。

以上でございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

日程第17．議案第59号

日程第18．議案第60号

日程第19．議案第61号

日程第20．議案第62号

日程第21．議案第63号

日程第22．議案第64号

議長（成吉 暲奎君） それではお諮りします。日程第17、議案第59号築上町公共下水道事業特別会計条例の制定についてから、日程22、議案第64号福岡県立築上西高等学校築上町立

上城井分校授業料等徴収条例を廃止する条例の制定についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号から議案第64号までを一括議題とすることに決定いたしました。

日程第17、議案第59号築上町公共下水道事業特別会計条例の制定についてから、日程22、議案第64号福岡県立築上西高等学校築上町立上城井分校授業料等徴収条例を廃止する条例の制定についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第59号築上町公共下水道事業特別会計条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第60号築上町職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第61号築上町職員倫理条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第62号築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第63号築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第64号福岡県立築上西高等学校築上町立上城井分校授業料等徴収条例を廃止する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。平成22年6月7日、築上町長新川久三。議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第59号は、築上町公共下水道事業特別会計条例の制定でございますが、これは先ほど予算条例を提案いたしました。新たに大字椎田、それから大字坂本、それから小原も入っておったかな。小原、それから上り松までの公共下水道を実施するため認可を受けました。だから、この予算をするためには、予算条例が必要になりますので、提案をさせていただいておるところでございます。

次に、議案第60号は、築上町職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例の制定でございます。

これは、国の法律改正がございまして、法律名は長いんですけども、「育児休業等育児及び家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」という法律の一部改正でございます。それとまた、地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部改正、国家公務員の育児休業等に関する法律の一

部改正に伴うということでございます。

主な改正点は、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員が育児休業や育児短時間勤務をすることができることや、夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、最初の育児休業をした後3カ月以上経過した場合は、再度の育児休業や育児短時間勤務とすることができる等の内容でございます。

次に、議案第61号築上町職員倫理条例の一部を改正する条例案の制定ということですが、既存の条例で一応「町民の責務」という項目が職員倫理条例の中にございましたが、職員の倫理でございますので、「町民の責務」は要らないだろうというふうなことで、これを一応削除させていただくように提案をいたしておるところでございます。

議案第62号築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本議案は、「育児休業等育児及び家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」、先ほどの前議案の条例と同じ法律の改正がございました。

その中で主な改正項目としては、職員の配偶者の就業等にかかわらず、職員は育児のための早出、遅出勤務及び時間外勤務の制限の請求をすることができること、また、3歳に満たない子のある職員が子を養育するために請求した場合には、職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務をさせてはならない等の内容でございます。

次に、議案第63号築上町乳幼児医療の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例は今までゼロ歳から小学校就学前までの医療費を一応補助する条例でございました。その中で、所得制限を設けておりましたが、これを撤廃するというふうな形でございます。なぜならば、今回7月から中学生まで医療を助成するという形については、所得制限はないということで、これに準じてもう所得制限をやめようというふうなことで、条例案を提出させていただいております。

次に、議案第64号福岡県立築上西高等学校築上町立上城井分校授業料等徴収条例を廃止する条例の制定でございますが、既に3月31日をもちまして築上西分校を廃校といたしました。このために、授業料の徴収条例が必要なくなりましたので、廃止をするものでございます。

以上、条例案件でございますけれども、よろしく御審議をいただき、御採択をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

### 日程第23・議案第65号

議長（成吉 暲奎君） 日程第23、議案第65号町道路線の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第 6 5 号町道路線の変更について、次のように町道路線を変更するものとする。平成 2 2 年 6 月 7 日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案 6 5 号は、町道路線の変更についてでございます。県道上ノ河内有安線の改良事業で、交差点改良が行われます。町道上ノ河内 7 1 号線の起点の位置が変更されるために、道路法第 1 0 条第 2 項の規定に基づき、町道路線の変更を行うものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をくださいますようお願い申し上げます。

#### 日程第 2 4 . 議案第 6 6 号

議長（成吉 暲奎君） お諮りします。日程第 2 4、議案第 6 6 号の築上町副町長の選任については、人事案件であり、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、日程第 2 4、議案第 6 6 号は委員会付託を省略し、本日即決することに決定いたしました。

お諮りします。議案第 6 6 号は人事案件であり、投票により同意の賛否としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 日程第 2 4、議案第 6 6 号の築上町副町長の選任についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第 6 6 号築上町副町長の選任について、築上町副町長に下記の者を選任したいので、地方自治法第 1 6 2 条の規定により、議会の同意を求める。平成 2 2 年 6 月 7 日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第 6 6 号は、築上町副町長の選任のお願いでございます。本議案は、築上町副町長が平成 2 2 年の 6 月 1 4 日をもって任期満了になります。引き続き副町長として、八野紘海氏を選任いただけるよう提案をいたしておるものでございます。

皆様も御存じのとおり、ここに一応資料として八野紘海氏の履歴を掲げております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） ただいま説明がありましたように、築上町副町長の選任について議会の同意を求めるものであります。

本案は人事案件であり、会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を本日決定をしたいと思います。

議場の出入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

議長（成吉 暲奎君） ただいまの出席議員は……はいどうぞ。

議員（8番 吉元 成一君） あの、自治会の寄り集まりや隣組の会じゃありません。築上町議会で副町長を選任する議案でございますが、現在副町長おりまして、きょう今ちょうどおります。議長が本人に関する事じゃから退席してくださいって、だまって立って一人で……。

議長（成吉 暲奎君） 大きな声を出さなくて失礼しました。ただいまちょっと町長のほうと話して、一応退席ということでもって小さな声で言ったわけでございますが、これからは声を出して言いたいと思います。

只今説明がありましたように、築上町副町長の選任について議会の同意を求めるものであります。本案は人事案件で、会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を本日即決したいと思います。

ただいまの出席議員は19名です。

議員（8番 吉元 成一君） 議長、それはだめじゃけちゃんと諮ってくださいって。ちゃんと説明して、退席してもらってください。そうせんと、最初から議会にはなりませんよ。（発言する者あり）

議長（成吉 暲奎君） はい。それでは、ただいまから副町長の選任について議会の同意を求めますので、副町長、退席を願います。

〔副町長 八野 紘海君退場〕

議長（成吉 暲奎君） ただいまの出席議員は19名です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第23条第2項の規定により、立会人に19番、中島英夫議員、20番、繁永隆治議員を指名いたします。

それでは、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

議長（成吉 暲奎君） 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。任命に同意の方は「同意」に丸印を、不同意の方は「不同意」に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは白票は不同意とみなします。

それでは、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

議長（成吉 暲奎君） 同意の方は丸を入れてください。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） それでは、記入してください。記入しましたら、順次投票してください。

〔議員投票〕

議長（成吉 暲奎君） 投票の漏れはありませんですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで投票を終わります。

それでは、開票を行います。立会人の方はお願いいたします。

〔開票〕

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございます。

それでは、投票結果を発表いたします。

投票総数 18 票、有効投票 18 票、無効投票 0 票。有効投票のうち、同意 14 票、不同意 4 票、よって、議案第 66 号の築上町副町長の八野紘海氏の選任については、同意とすることに決定いたしました。

八野紘海氏、入ってください。

〔議場開鎖〕

〔副町長 八野 紘海君入場〕

議長（成吉 暲奎君） 八野紘海氏、一言。どうぞ前の席から。

副町長（八野 紘海君） ただいま承認いただきまして本当にありがとうございます。今後新川町政を補佐し、住みたくなるまちづくり、住みやすいまちづくりを目指して一生懸命頑張ってまいりますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。（拍手）

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんございました。

これで、議案に対する資料要求があれば、お手元に配付している様式により、事務局まで申し出てください。

これで資料要求を終わります。

なお、一般質問の締め切りは本日の午後 3 時までといたします。

また、所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、お手元に配付の様式で事務局まで提出してください。議案以外の受け付けは不可とします。

・ ・

議長（成吉 暲奎君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで散会いたします。御苦労さまでございました。

午前11時04分散会